

○ 政策目標 11－1：たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第1条では、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」が目的とされています。

また、近年のたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）を始めとする世界的なたばこ規制の流れを受け、喫煙と健康をめぐる国民の意識が高まっており、たばこパッケージの注意文言表示やたばこ広告に関する規制が必要とされているほか、未成年者喫煙防止に対する社会的要請も高まっています。その他、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、政府内に「受動喫煙防止対策強化検討チーム」が設置され、受動喫煙防止に向けた議論が進められています。

塩事業法（平成8年法律第39号）第1条では、「塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資すること」が目的とされています。

同法では、塩市場が、製造・輸入・流通を国が包括的に管理して塩の安定供給を図る専売制から、原則自由の市場構造に転換したことを踏まえ、国の関与も必要最小限度のものとなっています。

以上の観点から、財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条に基づく所掌事務である「たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整」に関する施策を進めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督

政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督

取組内容

A 我が国が平成16年6月に締結し、平成17年2月に発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容を踏まえ、財務省においては、平成17年7月以降、すべてのたばこ製品について新たな注意文言の表示を義務付けているほか、公共交通機関におけるたばこ広告や屋外広告を原則として禁止する等の措置を行っています。また、未成年者喫煙防止に対する取組を推進しています。その他、政府内の「受動喫煙防止対策強化検討チーム」の構成員として、政府全体の受動喫煙防止対策強化を進める取組に協力しております。

引き続き、関係省庁とも連携しながら、条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応していきます。

B 未成年者喫煙防止を推進する観点から、たばこの自動販売機を設置する場合には、平成20

年7月から全国稼働している成人識別機能付たばこ自動販売機（以下「成人識別自販機」）の確実な導入を「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。

また、成人識別自販機が全国稼働して以降、未成年者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、警察庁及び財務省の連名により業界団体に対し、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請しており、未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第5条違反として処罰された小売販売業者にはたばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。

さらに、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認等を行った上で販売することを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。

引き続き、関係省庁等と連携しながら、未成年者喫煙防止を推進する観点から適切な施策の実施に努めていきます。

C 財務省は、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）に基づき、

- ・ 製造たばこ小売定価の認可
- ・ たばこ事業法に基づき当局が行った処分に対する不服申立て及び訴訟への対応
- ・ 各財務（支）局等及び各税関が行っているたばこ事業者に対する許可・登録等に関する事務の調整等
- ・ 日本たばこ産業株式会社に対する認可等

を行っています。

なお、製造たばこの小売販売業の許可に係る標準処理期間については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内としています。

引き続き、これらの事務について、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行います。

また、東日本大震災によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて、必要な措置を講じています。

定量的な測定指標

【主要】 政11-1-1-A-1：製造 たばこ小売販売業 の許可に係る標準 処理期間達成率 (単位：%)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.5以上
	実績値	99.9	99.9	99.9	N. A.	

(注) 平成29年度の実績値は、平成30年6月までに確定するため、平成29年度の実績評価書に記載します。

(出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

	(目標値の設定の根拠) 小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則 2 か月以内に処理するように努めるとしていることに加え、近年の実績値が継続して目標値を上回っていることを踏まえ、平成30年度においては、目標値を平成29年度から引き上げています。
定性的な測定指標	
[主要] 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組	
(平成30年度目標)	
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の関係会議や、政府内に設置された「受動喫煙防止対策強化検討チーム」に参加するとともに、関係省庁とも連携しながら、規制の見直し等を行うことにより、同条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。	
(目標の設定の根拠)	
我が国が、平成16年 6 月に締結し、平成17年 2 月に発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。	
[主要] 政11-1-1-B-2：未成年者喫煙防止に対する取組	
(平成30年度目標)	
未成年者喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。	
(目標の設定の根拠)	
未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。	
[主要] 政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理	
(平成30年度目標)	
日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの許認可等の申請に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。	
(目標の設定の根拠)	
たばこ事業者からの許認可等の申請に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「小売販売業許可申請件数及び同許可件数」

施策	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保																																														
取組内容	A 塩事業については、平成14年4月以降、原則自由の市場構造に移行しましたが、塩需給見通し及び塩需給実績の作成・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者に対する登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営の確保に努めます。 なお、塩の製造、特定販売及び卸売業の登録に係る標準処理期間については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内としています。 また、塩事業法第31条に基づき、緊急時においては、必要に応じて塩事業センターが保有する備蓄塩を供給し、食用塩の円滑かつ安定的な供給に努めていくこととします。 B 引き続き、次のとおり、塩の需給に関する情報提供を行います。 （参考）財務省ウェブサイト（https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/index.html） - 塩事業法第3条第1項の規定に基づき、塩の用途別需要見込数量及び供給見込数量について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」を作成し、官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。 - 塩需給見通しを補完するとともに、塩事業者及び消費者に対し必要な情報を提供するため、塩の需要量及び供給量の実績について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給実績」を作成し、財務省ウェブサイトに掲載します。																																														
	定量的な測定指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1059 499 1126">[主要]</th><th data-bbox="499 1059 652 1126">年度</th><th data-bbox="652 1059 815 1126">平成26年度</th><th data-bbox="815 1059 973 1126">27年度</th><th data-bbox="973 1059 1133 1126">28年度</th><th data-bbox="1133 1059 1294 1126">29年度</th><th data-bbox="1294 1059 1481 1126">30年度目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1126 499 1238">政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率（単位：％）</td><td data-bbox="499 1126 652 1238">目標値</td><td data-bbox="652 1126 815 1238">100.0</td><td data-bbox="815 1126 973 1238">100.0</td><td data-bbox="973 1126 1133 1238">100.0</td><td data-bbox="1133 1126 1294 1238">100.0</td><td data-bbox="1294 1126 1481 1238">100.0</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="499 1238 652 1344">実績値</td><td data-bbox="652 1238 815 1344">100.0</td><td data-bbox="815 1238 973 1344">100.0</td><td data-bbox="973 1238 1133 1344">100.0</td><td data-bbox="1133 1238 1294 1344">N. A.</td><td data-bbox="1294 1238 1481 1344"></td></tr> </tbody> </table> （注）平成29年度の実績値は、平成30年6月までに確定するため、平成29年度の実績評価書に記載します。 （出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 （目標値の設定の根拠） 塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日（平成28年6月までは1か月）以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1608 459 1675">[主要]</th><th data-bbox="459 1608 652 1675">年度</th><th data-bbox="652 1608 815 1675">平成26年度</th><th data-bbox="815 1608 973 1675">27年度</th><th data-bbox="973 1608 1133 1675">28年度</th><th data-bbox="1133 1608 1294 1675">29年度</th><th data-bbox="1294 1608 1481 1675">30年度目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1675 459 1792">政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況[新]</td><td data-bbox="459 1675 652 1792">塩需給見通し（年1回）</td><td data-bbox="652 1675 815 1792">○</td><td data-bbox="815 1675 973 1792">○</td><td data-bbox="973 1675 1133 1792">○</td><td data-bbox="1133 1675 1294 1792">○</td><td data-bbox="1294 1675 1481 1792">○</td></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="459 1792 652 1897">塩需給実績（年1回）</td><td data-bbox="652 1792 815 1897">○</td><td data-bbox="815 1792 973 1897">○</td><td data-bbox="973 1792 1133 1897">○</td><td data-bbox="1133 1792 1294 1897">○</td><td data-bbox="1294 1792 1481 1897">○</td></tr> </tbody> </table> （注）「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。 （出所）理財局総務課たばこ塩事業室調 （目標値の設定の根拠） 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。						[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値	政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率（単位：％）	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		実績値	100.0	100.0	100.0	N. A.		[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値	政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況[新]	塩需給見通し（年1回）	○	○	○	○	○		塩需給実績（年1回）	○	○	○	○
[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値																																									
政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率（単位：％）	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																									
	実績値	100.0	100.0	100.0	N. A.																																										
[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値																																									
政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況[新]	塩需給見通し（年1回）	○	○	○	○	○																																									
	塩需給実績（年1回）	○	○	○	○	○																																									

定性的な測定指標					
[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理					
(平成30年度目標)					
塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、塩事業者からの登録・届出に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、処理を行います。					
(目標の設定の根拠)					
塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの監督を行うとともに、塩事業者からの登録・届出に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、処理を行うことを通じて、塩事業の適切な運営を確保するためです。					
今回廃止した測定指標とその理由					
○（旧）測定指標11-1-2-B-2「塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表」					
（理由）					
塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表については、「政11-1-2-A-2 塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況」として新たに定量的な測定指標を設定したため、廃止しました。					
参考指標		○参考指標 1 「塩製造業者等登録件数」			
政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	理財局総務課たばこ塩事業室			政策評価実施予定時期	平成31年 6 月